

印鑑登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市印鑑条例（昭和50年豊中市条例第23号。以下「条例」という。）及び豊中市印鑑条例施行規則（昭和50年豊中市規則第28号。以下「規則」という。）に規定する印鑑登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録申込み)

- 第2条 条例第3条に規定する印鑑登録申込書は、「印鑑登録申込書」（様式第1号）とする。
- 2 条例第3条第1項ただし書きに規定する委任の旨を証する書面は登録申込者が自署したものである。ただし、やむを得ない理由により自署できないときは、代理人等が記入したものに登録申込者の拇印を押印するなど、登録申込者だけが行うことができる措置をとることで委任の旨を証する書面とすることができる。
- 3 条例第3条第2項に規定する成年後見人は申込書の代理人欄に住所、氏名、生年月日を記入するものとする。
- 4 条例第4条第6号に規定するその他市長が不相当と認めるものは、次の各号に定めるものとする。
- (1) 輪郭が3分の1以上欠損しているもの
 - (2) 逆彫りのもの
 - (3) 同一世帯員が既に登録しているもの
 - (4) その他市長が不相当と認めるもの
- 5 市長は、第1項に規定する申込書の提出があったときは、前項及び条例第4条各号に定める場合を除き、住民基本台帳と照合し、登録する印鑑を印影処理票に押印するものとする。
- 6 回答書（規則第4条第1項本文に規定する回答書を言う。以下同じ。）の様式は、「回答書兼委任状」（様式第2号）とする。
- 7 回答書は、登録申込者（条例第3条に規定する登録申込者を言う。以下同じ）の住民基本台帳に記載の住所へ転送不要郵便その他市長が適当と認める方法により送付する。

(印鑑登録証の交付)

- 第3条 市長は、規則第4条第1項に規定する市長が適当と認める本人であることを証する書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。
- (1) 運転免許証
 - (2) 旅券
 - (3) 身体障害者手帳
 - (4) 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたものに限る。）
 - (5) 個人番号カード

- (6) 療育手帳
- (7) 在留カード
- (8) 特別永住者証明書
- (9) 精神障害者保健福祉手帳
- (10) 電気工事士免状
- (11) 無線従事者免許証
- (12) 動力車操縦者運転免許証
- (13) 運航管理者技能検定合格証明書
- (14) 宅地建物取引士証
- (15) 船員手帳
- (16) 戦傷病者手帳
- (17) 海技免状
- (18) 教習資格認定証
- (19) 検定合格証
- (20) 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- (21) 生活保護受給に係る証明書
- (22) 猟銃・空気銃所持許可証
- (23) 特殊電気工事資格者認定証
- (24) 認定電気工事従事者認定証
- (25) 耐空検査員の証
- (26) 航空従事者技能証明書
- (27) 小型船舶操縦免許証
- (28) 国民健康保険資格確認書
- (29) 健康保険資格確認書
- (30) 船員保険資格確認書
- (31) 介護保険被保険者証
- (32) 後期高齢者医療資格確認書
- (33) 共済組合員証
- (34) 年金手帳
- (35) 各種年金証書
- (36) 恩給証書
- (37) 学生証
- (38) 法人が発行した身分証明書
- (39) 基礎年金番号通知書
- (40) 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- (41) 一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当てなどに係

る受給者証

(42) 官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書等（写真が表示されたもの）

- 2 規則第4条第5項に規定する登録申込者及び代理人の本人確認書類は、前項各号に掲げるいずれかの書類とする。
- 3 規則第3条の2第3項に規定する市長が適当と認める書類は、第1項第11号から第42号に掲げるいずれかの書類とする。
- 4 登録申込者が印鑑登録証の交付を受けようとするときは、「回答書兼委任状」（様式第2号）の申込者欄に記入及び登録印鑑を押印したものを持参した上で、受領欄に登録申込者の氏名を記入しなければならない。
- 5 登録申込者の代理人が印鑑登録証の交付を受けようとするときは、「回答書兼委任状」（様式第2号）の申込者欄に登録申込者が記入及び登録印鑑を押印し、代理人欄に記入したものを持参した上で、受領欄に代理人の氏名を記入しなければならない。

(印鑑登録証の再交付)

第4条 条例第8条に規定する印鑑登録証再交付申込書は、「印鑑登録証再交付申込書」（様式第6号）とする。

- 2 市長は、前項の申し込みが印鑑登録者からあった場合は、第3条第1項各号に掲げるいずれかの書類を確認するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、条例第3条ただし書の規定により代理人が申し込みをする場合は、当該代理人の第3条第1項各号に掲げるいずれかの書類を確認するものとする。
- 4 第1項の申し込みは、条例第8条第2項の規定の場合にあっては、第2条第3項の規定を準用する。
- 5 条例第8条に定める識別が既に困難な場合は次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 登録番号の一部または全部が消えており、数字が明確に読み取れない場合
 - (2) 番号を補記している場合
 - (3) その他市長が識別困難と認める場合
- 6 規則第7条第2項に定める登録事項は、各号に掲げる事項とする。
 - (1) 氏名（住民票に旧氏が記載されている場合は氏名及び旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）
 - (2) 出生の年月日
 - (3) 男女の別
 - (4) 住所
 - (5) 印影
 - (6) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(7) 印鑑登録証の登録番号

- 7 市長は、第1項の申込書を受理したときは、印鑑登録証の引き替え処理を行い、新しい登録番号の印鑑登録証を印鑑登録者または代理人に交付する。

(印鑑等の亡失の届出)

第5条 条例第9条に規定する届出書は、「印鑑登録廃止届・印鑑登録証亡失届書」(様式第3号)とする。

- 2 前項の届出は、条例第9条第2項の規定の場合にあっては、第2条第3項の規定を準用する。
- 3 市長は、第1項の届出書の提出があったときは、印鑑登録証明書の一部発行停止(以下「一時停止」という。)をするものとする。ただし、印鑑登録証の亡失の届出を印鑑登録者(条例第9条第2項の規定の場合にあっては、印鑑登録者及び当該成年後見人)が電話により行う場合は、当該届出書を職員が記入し、一時停止をするものとする。
- 4 第1項の届出により一時停止をする場合の押印は、不要とする。

(印鑑登録証を発見した旨の届出)

第6条 印鑑登録者は、亡失した印鑑登録証を発見したときは、市民課、庄内出張所及び新千里出張所の窓口へ「印鑑登録証を発見した旨の届出」(様式第4号)を提出して届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定により一時停止をした者から、一時停止を解除するため印鑑登録証を発見した旨の届出があったときは、第3条第1項各号に掲げる書類を提示させることにより本人であることを確認する。
- 3 第1項の届出は、条例第9条第2項の規定の場合にあっては、第2条第3項の規定を準用する。

(登録廃止の届出)

第7条 条例第11条第1項に規定する印鑑登録廃止届は「印鑑登録廃止届・印鑑登録証亡失届書」(様式第3号)とする。

- 2 市長は、前項の届出が印鑑登録者からあった場合は、第3条第1項各号に掲げるいずれかの本人確認書類を確認するものとする。ただし、第3条第1項各号に掲げる書類の提示が困難な場合は、次条に掲げる「印鑑登録消除通知書」(様式第5号)を本人の住民登録地へ郵送するものとする。
- 3 市長は、条例第11条第2項の規定により代理人から届出があった場合は、委任の旨を証明する書類を確認するものとする。この場合、市長は次条に掲げる「印鑑登録消除通知書」(様式第5号)を本人の住民登録地へ通知するものとする。
- 4 第1項の届出は、条例第11条第2項の規定の場合にあっては、第2条第3項の規定を準用する。

(印鑑登録の消除)

第8条 条例第12条第2項に規定する通知書は、「印鑑登録消除通知書」(様式第5号)とする。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年11月5日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から実施する。